

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十七日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

奈良県人事委員会規則第四号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項を削り、同条第二項中「第九条の三第二項」を「第九条の三第二項及び第三項」に、「同項」を「これら」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、勤務時間条例第九条の三第二項の規定による請求に係る期間と勤務時間条例第九条の三第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第九条の四第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第九条の三第二項」を「第九条の三第二項及び第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第九条の五中「前条第一項」を「前条第一項後段」に、「第九条の三第三項及び第四項」を「第九条の三第四項及び第五項」に改める。

別表第二第十九項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の下に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話」を、「五日」の下に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）」を加え、同表中第二十二項を第二十三項とし、第二十一項を第二十二項とし、第二十項を第二十一項とし、第十九項の次に次の一項を加える。

|    |                                                                                 |                                        |
|----|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 20 | 勤務時間条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、 | 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 |  |
|--------------------------------|--|

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

### （経過措置）

2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第二第十九項の休暇については、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第二第十九項の休暇として使用されたものとみなす。